服務管理の不備

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 |
| 福祉部　子ども家庭局 | 特別休暇（服喪休暇）について、取得開始日から連続する期間が３日間を超えて承認しているものがあった。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 職員 | 続柄 | 休暇承認日 |
| Ａ | 配偶者の母 | 令和６年２月13日令和６年２月15日令和６年２月16日 |

 | 検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。【職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例】（特別休暇）第15条　任命権者は、職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に定める期間の特別休暇を与えることができる。　六　前各号に掲げるもののほか、人事委員会規則で定める場合　人事委員会規則で定める期間【職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則】（特別休暇）第10条　条例第15条第６号の人事委員会規則で定める場合は、次の各号に定める場合とし、同号の人事委員会規則で定める期間は、当該各号に定める期間とする。　六　親族の喪に服する場合　別表第５に定める日数以内で必要と認める期間　別表第５（第10条関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 死亡した者 | 日数 |
| 父母、配偶者、子 | ７日 |
| 祖父母、兄弟姉妹、父母の配偶者、配偶者の父母 | ３日 |
| 孫、子の配偶者、配偶者の子、祖父母の配偶者、配偶者の祖父母、兄弟姉妹の配偶者、配偶者の兄弟姉妹、おじ又はおば、おじ又はおばの配偶者 | １日 |

　（以下略）【勤務時間、休日、休暇、出勤簿、服務】（総務事務システム「マニュアル・規定集・データ集」）第３章　休暇４　特別休暇○服喪（留意点）１．承認にあたっては、週休日等を含む連続する期間内で、断続的取得も可能。 |
| 措置の内容 |
| 検出事項について、服喪休暇の取消及び年次休暇の取得での対応を行った。今回の検出事項の原因は、申請者及び承認者が特別休暇に関する制度について正しく認識・確認していなかったことによるものである。再発防止に向け、所属職員に周知するとともに、以後特別休暇を申請及び承認する際には、規定の確認を徹底することとした。 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和６年６月３日から同年７月１日まで）